

○豊中市保育士・保育所支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職や保育所、幼稚園等（以下「保育所等」という。）の潜在保育士活用支援等を行う豊中市保育士・保育所支援センター（以下「センター」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(センターの所在地)

第2条 センターの所在地は、次のとおりとする。

豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所 第二庁舎3階 こども未来部こども事業課内

(事業内容等)

第3条 センターは、事業の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内の保育所等に関する募集採用状況の把握
- (2) 潜在保育士の保育所等への就労に関する相談及び支援
- (3) 保育所等で就労した経験のある保育士の再就職への相談及び支援
- (4) 保育所等に勤務する保育士及び保育士の資格の取得を希望する者からの相談等
- (5) 市内の保育所等に対する潜在保育士等の活用に関する助言
- (6) 公共職業紹介所他、関係機関との連携等による潜在保育士等への就労機会の提供
- (7) 無料職業紹介所・豊中及び地域就労センター豊中との連携による職業紹介業務
- (8) その他、前各号に付随する、市長が必要と認める業務

2 センターが事業対象とする職種は原則保育士とする。ただし、市内の保育所等の求人需要に応じて幼稚園教諭、保育教諭、保育従事者（子育て支援員研修受講者）、調理員、用務員、栄養士及び看護師についても対象とすることができ、雇用形態は問わないものとする。

(事業の実施)

第4条 事業の実施については、次に掲げるところによる。

- (1) 市内の保育所等から保育士の求人情報を収集し、整理する。
- (2) 潜在保育士への就労機会の提供のための広報活動を行い、人材の登録業務を行う。
- (3) 保育所等への再就職希望者に対し、最新の保育事情等、現場復帰に必要な情報提供を行うとともに、研修会や職場体験を実施する。
- (4) 保育士や保育士資格に関する相談窓口を開設する。

2 前条第1項第7号に関する業務の手法については、別に定める。

(休日)

第5条 センターの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 12月29日から12月31日まで
- (2) 1月1日から1月3日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 土曜日及び日曜日

（秘密の保持及び職員の守秘義務）

第6条 事業の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的外で他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、個人情報管理規程の定めるところとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成28年7月15日から実施する。